

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成24年7月13日（金） 14時00分～15時10分

2 会場

青森国際ホテル 2階 高砂の間

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、木村委員
商工政策課 3名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟に係る変更について】

本件について、事務局から資料2に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 青森市から出ている要望事項（住宅地を通らないような案内徹底、不用意なクラクション等の抑制呼び掛け）について、設置者への確実な伝達がなされるよう図られたい。
- ② 身障者用駐車スペースの適正利用について、改善はみられるもののいまだ健常者による利用が見受けられる。実効性のある取組についての検討を望みたい。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること

【ピアドゥに係る変更について】

本件について、事務局から資料3に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果

について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 届出については特段問題ないが、配慮事項に記載されている駐車場利用時間外の出入口のチェーン等による閉鎖について、履行状況の確認及び確実な履行をお願いしたい。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟に係る変更について】

本件について、事務局から資料4に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。